



報道機関 各位

記者発表資料

令和4年3月18日（金）

【相談窓口等について】

担当：観光国際課 課長：渋谷

問い合わせ先：さいたま観光国際協会

国際交流センター 林・大石

電話：813-8500

【市営住宅について】

担当：住宅政策課 課長：和久津

電話：829-1521

ウクライナ避難民のための支援について

ウクライナから避難された方々が、文化や生活習慣が異なる中、安心してさいたま市に滞在いただけるよう、（公社）さいたま観光国際協会 国際交流センターにウクライナ語、ロシア語で生活等の相談を受け付ける窓口を設置します。

同センターでは、ウクライナ語またはロシア語の通訳・翻訳をしていただけるボランティアの募集も併せて行うとともに、ウクライナ人道危機救援金の募金箱を設置しました。

また、ウクライナから避難された方々に、市営住宅を一時提供します。

記

1. 相談窓口について

（1）設置日時

令和4年3月22日（火）午前9時から

（2）設置場所

（公社）さいたま観光国際協会 国際交流センター（浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階）

（3）相談内容

既存の多言語相談窓口を拡充し、ウクライナ語、ロシア語での生活、住居、教育、仕事などに関する情報提供・相談に対応します。

（4）相談方法

電話（048-887-1506）または来所

ウクライナ語、ロシア語でのご相談については、事前にメール（iec@stib.jp）でご連絡

ください。

(5) 受付時間

月曜日～土曜日の午前9時から午後4時まで（祝日除く）

2. ウクライナ語、ロシア語の通訳・翻訳ボランティアの募集について

(1) 活動内容

- ・行政窓口や学校等での手続きなどへの同行及び通訳
- ・行政文書等に係る翻訳

(2) 応募方法

通訳・翻訳ボランティアの登録は国際交流センターの窓口での受付となります。

電話番号：048-813-8500

ホームページ：<https://www.stib.jp/kokusai/volunteer.shtml>

3. 市営住宅の一時提供について

ウクライナから避難された方々に、市営住宅を一時提供します。受け入れ開始時期等につきましては、国との調整を図り、改めてお知らせします。

4. ウクライナ人道危機救援金について

3月3日(木)から各区役所にウクライナ人道危機救援金の救援金箱を設置しておりますが、この度、(公社)さいたま観光国際協会 国際交流センターにおいても、ウクライナ人道危機救援金の募金箱を設置しました。お寄せいただいた救援金は、日本赤十字社にお届けし、国際赤十字などが実施するウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国等における救援活動に役立てていただきます。